

諮 問 書

大洲市公共下水道整備審議会会長 様

(諮問)

次の事項について、大洲市公共下水道整備審議会条例第2条の規定により諮問いたします。

諮問事項

下水道事業の健全経営について

添付書類として、

1. 大洲市公共下水道整備審議会条例
2. 大洲市下水道条例
3. 大洲市農業集落排水施設条例

を添付いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

令和8年8月3日

大洲市長 二 宮 隆 久